

# 徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申情第31号

## 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書公開請求

令和4年9月2日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「1. 2021/10/27 メール文 文書回答ではなく直接説明させていただいております。文書での回答は行っておりません について、核心部分を除く回答をしながら口頭説明が出来て、文書で回答を行わない（行わなくてもよい）とする理由及びその根拠と規定（法令規則等の名称と当該適用条項及びその内容 全文は不要）（以下「本件書類①」という。） 2. 2021/07/20 付〇〇保健所長あて要望について 文書取得以降の当該事案の処理状況等の経過と意志決定内容を示す文書または処理しなかったことを可とする根拠規定等の法令規則等の名称と条項及びその内容 全文は不要 なお、双方とも通達以下、事務連絡は不可（以下「本件書類②」という。）」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

令和4年9月12日、実施機関は、本件請求に対して、条例第12条第3項の規定により、「当該公文書は文書保存期限を過ぎており、文書が不存在である」ことを理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

令和4年9月20日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。  
令和4年10月5日、上記の審査請求について、追加で請求を行った。

### 4 諮問

令和5年3月27日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会。以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

審査請求人の提出した審査請求書には、本件審査請求の趣旨について、かなり長文

で記載されているが、要するに、公文書公開請求拒否決定の撤回と公文書の公開を求めるものである。

## 2 審査請求の理由

審査請求書によると、本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

徳島県職員服務規程（昭和40年徳島県訓令第498号）第2条（サービスの原則）において、職員は、県民全体の奉仕者としての使命を自覚し、法令、条例、規則その他規程及び上司の職務上の命令に忠実に従い、誠実かつ公正にその職務を遂行しなければならない。としているが、上記の定め通りに職務を遂行したと言えるか見解を求める。次に、文書の起案者及び決裁に関わった者は、以下に示すような公文書管理の保存期間や廃棄に関する項目について、一切再確認等を行い、間違い無いかチェックする者はいないのか。決裁者とは何か一度自問自答してみてもどうか。それとも、その事を承知の上で決裁を行ったのか聞いてみたい。公文書管理のおおもとである監察評価課が虚偽の公文書を発行するくらいだから、自分もいいと言うことか。そして、行政権限のトップ知事公印を押して部外に文書を発行することに恥もないのか尋ねる。また、一体何を根拠とし仕事をしてきたのか説明を求める。

公務員たる者は、法令等を遵守し、適正な事務処理を行うのが本務であり、根拠のない事務処理は、公務員としてあってはならない。

今回の件は、照会に対して、一度文書回答を行っている。しかし、肝心の質問事項について回答を要求し続け、最終的には、文書回答は行っていないとした。それに対して、その根拠を示すよう要求し続けているものである。

次に、徳島県公文書管理規則（平成13年徳島県規則第73号）第6条（公文書の保存期間）において、公文書の保存期間は、・・・略。

2 前項の保存期間は、保存期間が1年以上の公文書にあっては当該公文書が作成され、又は取得された日の属する年度の翌年度の4月1日から、保存期間が1年未満の公文書にあっては当該公文書が作成され、又は取得された日の翌日から起算するものとする。

つまり、1年以上のものと未満のものでは、起点となる基準日が異なる。保存期間が1年以上のものについては、会計年度ごとの処理と明記されている。

つまり、別表（第6条関係）において

1. 保健所担当とのやり取りに関する文書は五の5に該当すると考える

よって保存期間は1年である。しかし、取得した日の属する年度の翌年度の4月1日が起点日とされていることから、2021/10/27のメール文の起点日は2022/04/01であり、一年後は2023/3/31であり保存期間は23年3月末日となる。

次に

2. 保健所長あてに送付した文書は、職員の対応への不満と善処することを求めている。このことから、四の8に該当する（規定上陳情書とはなっていない。つまり様式

等の指定は無い。しかし内容は陳情である) によって保存期間は3年となる

以上のおり、何れの場合においても、公開拒否決定の理由とした、文書保存期限を過ぎているとの主張はあり得ず、偽りの決定通知書を審査請求人に交付したこととなる。いわゆる偽造公文書の作成並びに行使を行った事となる。

あなた方は規則等の違反をしても、知事公印を押した公文書を発行出来るだけの権限を持っていると言うことか。その根拠を示して貰いたい。

説明できないのであれば、直ちに今回の公文書公開請求拒否決定の撤回と、従来から求めている質問に文書により回答することを求める。

なお、ここまで事案を複雑にしたのは、管理監督者である保健所長と、照会とし保健所の指導を求めたにもかかわらず通報扱いとした監察局にも責任がある(不受理の通知発行者は監察局長である)。

よって、何れの場合にあっても、管理監督者からの説明を求める。

また、監察評価課長についても、十分に職員の管理監督が出来ていたとは言いがたいので、課長名の回答は拒否する。いずれにしても、情報公開請求以降の手続き等の相手は県知事であることを承知願いたい。

監察評価課及び保健所それぞれを相手にしているのでは無い。

相互の情報の共有不足等については、請求人の責任ではない。

文書は全て、徳島県知事あてである。

前述の中で殆ど触れているが、主張の具体的根拠等を以下に示す。

徳島県公文書管理規則第10条(公文書の廃棄の特例)では、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる公文書については、当該各号に定める期間が経過する日までの間、廃棄してはならないとされている。

三 現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされるもの 当該不服申立てに対する裁決又は決定の日の翌日から起算して1年間

四 徳島県情報公開条例第6条第1項に規定する公開請求があったもの 同条例第12条各項の決定の日の翌日から起算して1年間

上記に記載されている通り通常、事案が終結することが処分に当たったの前提条件となる。未決案件を保存期間が過ぎたからとして廃棄することは、事案の隠蔽を図ろうとする非違行為と言わざるを得ない。

また、現に情報公開請求に関連し、既に諮問に付されているものもある。よって安易に文書廃棄は出来ない。

口頭説明が出来て、文書で回答を行わない(行わなくてもよい)の件については、照会等の保存期間とは全く関係なく、県の内部規定等の問題であり、このことは公文書の保存期間・廃棄等とは全く関係の無いことがらであり、不存在を理由として公開を拒否することはできない。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおり

である。

## 1 文書の特定について

実施機関は、審査請求人が公開を求めている公文書を次のとおり特定した。

- ① 2021/10/27 メール文 文書回答ではなく直接説明させていただいております。  
文書での回答は行っておりません について、核心部分を除く回答をしながら口頭説明が出来て、文書で回答を行わない（行わなくてもよい）とする理由及びその根拠と規定
- ② 2021/07/20 付〇〇保健所長あて要望について 文書取得以降の当該事案の処理状況等の経過と意志決定内容を示す文書または処理しなかったことを可とする根拠規定等の法令規則等の名称と条項及びその内容

## 2 文書の公開を拒否した理由について

### (1) 本件書類①の不存在について

審査請求人が公開を求めている本件書類①については、存在せず保有していないため文書不存在である。

### (2) 本件書類②の性質、保存期間及び廃棄について

審査請求人が公開を求めている本件書類②は、2021年7月21日付け〇〇保健所長あての要望文書を実施機関が取得してからの処理状況の経過を示す文書（以下「本件書類②-1」という。）、意思決定の内容を示す文書（以下「本件書類②-2」という。）及び処理しなかったことを可とする根拠規定等（以下「本件書類②-3」という。）である。

#### ① 本件書類②-1について

実施機関は、本件書類②-1に該当する文書としては、当該日に〇〇保健所生活衛生担当が受理した〇〇保健所長宛の要望に関する文書についての処理状況の分かる書類が該当するとして決定を行ったと解される。

実施機関は当該日に該当する文書を1件取得している。

当該文書の取り扱いについては、徳島県文書規程（平成13年徳島県訓令第13号）第32条に基づき受理した後、担当内において共有のため回覧が行われた。

しかし、当該文書は徳島県公文書管理規則第6条第1項別表の一から五のいずれにも該当しないため、六の「その他一年以上保存する必要がないと認められる公文書」に該当するとして、令和4年3月23日に廃棄したため文書不存在である。

#### ② 本件書類②-2について

本件書類②-2に該当する文書としては、当該日に〇〇保健所生活衛生担当が受理した〇〇保健所長宛の要望に関する文書についての実施機関の行った何らかの意思決定の内容が分かる文書であると思われる。

しかし、当該文書は担当内において回覧された後に、文書保存期間に従い廃棄している。回覧するに当たって意思決定が行われることはなく、また、保存期間

が1年未満の文書であるため、廃棄に当たっても文書の作成を要しない。

したがって、実施機関としては、本件書類②-2に該当する文書は取得も作成もしていないため文書不存在である。

③ 本件書類②-3について

本件書類②-3に該当する文書としては、当該日に〇〇保健所生活衛生担当が受理した〇〇保健所長宛の要望に関する文書について何らかの意思決定がなされなかったことを可とする根拠規定等を求めているものと解されるが、実施機関においては、当該文書は存在せず保有していないため文書不存在である。

### 3 審査請求人の主張について

(1) 請求対象公文書の保存期限について

審査請求人は、〇〇保健所担当者とのやりとりに関する文書は徳島県公文書管理規則第6条第1項別表五の5に該当し、保存期間は1年であると主張し、また、〇〇保健所長宛てに送付した文書は陳情であるため、同表四の8に該当するため、保存期間は3年であると主張する。

しかし、本件事案においてメール文を公文書公開請求されていないため、本件処分に直接関係ない事項ではあるが、メールの保存期間は徳島県公文書管理規則第6条第1項別表一から五のいずれにも該当しないため、六の「その他一年以上保存する必要がないと認められる公文書」に該当するため保存期間は1年未満となる。

また、〇〇保健所長宛てに送付した文書については、実施機関と審査請求人の意思確認であり、事務的な文書と整理し、メール文と同様に保存期間は1年未満となる。

ついでに、審査請求人の請求対象文書は保存期間が1年以上の公文書であり、徳島県公文書管理規則第6条第2項の規定から保存期間の起算日は翌年度の4月1日からであるとする主張は認められず、請求対象公文書は保存期間が1年未満の公文書であるため、保存期間の起算日は作成又は取得の翌日からとなる。

(2) 廃棄の特例等について

審査請求人は、請求対象文書は徳島県公文書管理規則第10条第3号及び第4号に該当し、請求対象文書については事案が終結していないため、文書保存期間が過ぎたとしても廃棄することはできないと主張する。

しかし、本件請求の対象となった公文書は令和4年3月23日に廃棄しており、廃棄時点においては、不服申し立ても提起されておらず、また、当該文書についての情報公開請求も行われていない。ついでに、当該文書については、廃棄時点において、徳島県公文書管理規則第10条第3号及び第4号に該当していないため、廃棄を行うことに不合理な点はない。

また、併せて審査請求人は徳島県公文書管理規則第6条第1項別表四の4に該当すると主張するが、廃棄時点において、当該文書は諮問又は答申に関する文書ではないため、同表四の4には該当しない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、本件処分の適否に関するものとは認められないため、審査請求の対象外と判断した。

#### 4 結論

上記のとおり、本件処分には違法又は不当な点はない。

#### 第5 審査請求人の反論要旨

実施機関の弁明書に対し、審査請求人から反論書が提出されており、その内容は、おおむね次のとおりである。

##### 1 弁明書を県庁の安全衛生課が作成したことについて

はじめに、本弁明書には情報公開制度における重大な事務処理上の疑義が存在することを申し述べます。

疑問:自分のためでなく、他人のことを、他人に代わって、他人のために作成した文書が公文書の3条件を満たしているのか。

1. 本弁明書は徳島中央郵便局で3月9日に受付された。そして普通郵便で3月13日(月曜日)に届いた。

公文書管理に関する事務処理等を行っている監察評価課の案件では、弁明書に対する反論書の提出期限は1ヶ月後とされている。しかし、今般の弁明書に関しては、令和5年3月8日に決裁を行い反論書の提出期限を24日としている。

しかも、土曜、日曜に普通郵便の配達が無く、遅滞が発生することは分かっていたはずである。これにより、審査請求人の実質活動可能期間は、半月にも足りない形となった。これは、安全衛生課の悪意に満ちたいやがらせと考える。なぜ、徳島県という組織の一部でありながら、部署によって運用が異なるのかについて説明を求める。

しかも、審査請求人が審査請求を行ったのは令和4年9月20日、本弁明書を発行するまでに相当の期間を要しているのは何故か。そして、なぜ審査請求人の反論は16日か、具体的説明を求める。

2. 徳島県文書規程の(文書の廃棄等)第51条で、所長等は、その保存する文書について保存期間が満了したときは、保存期間を延長する必要があるかどうかを確認しなければならない。

2、3、4、5、略 とあり、未完結文書もこれに該当すると考える。他の自治体の規定を参照されたい。徳島県の公文書等の管理規定は甘すぎる。規定化されていないから、未完結文書でも廃棄してしまう者がいるのである。そして、その廃棄の権限は当該所長等にあるのであって、組織外の安全衛生課には無い。ここまで介入するのは越権行為と考える。

つまり、犬に関係するのは以下の3点だけである。

- ①狂犬病予防法の施行に関すること。

②動物の愛護及び管理に関する法律の施行に関すること。

③動物の愛護及び管理に関する条例の施行に関すること。であり

本公文書管理等の事務手続きは所属長権限であり安全衛生課に及ぶものではない。

放し飼い云々では無く情報公開及び公文書管理上の問題である。

かつ、「〇〇第 号」の発件番号の最終責任者は〇〇県民局であって、安全衛生課は何ら関係はない。

3. 保健所とのやり取りは、当初の内容はぐらかしの回答に対して、再度文書回答を求めているものである。しかし、2021年10月27日に、説明内容が変化した業務内容については、文書回答でなく直接説明をさせていただいております。文書での回答は行っておりませんのでご都合の・・・略」と変更された。よって、それ以降は、文書回答を行わない根拠を求めてきた。

あくまでも行政手続、公文書管理等の事務的な問題への説明要求で、動物愛護は遠因であったとしても、直接には関係はない。

また、情報公開請求の相手方は保健所長であり、公文書公開請求拒否決定を行ったのは保健所、審査請求書も保健所に送付した。何故、弁明書が安全衛生課となるのか。事務処理の所掌の変更等の通知は一切受けていない。何を根拠としてこのようなことが出来るのか、説明を求める。

また、公文書公開請求の公文書の件名は以下のとおりである。よって、安全衛生課の弁明書は、権限外の勝手なメモ程度の私的な文書であり、撤回を求める。

〇〇保健所 1. 2021/10/27 メール文・・・文書回答ではなく直接説明させていただいております。文書での回答は行っておりません について 核心部分を除く回答をしながら

口頭説明が出来て、文書で回答を行わない（行わなくてもよい）とする理由及びその根拠と規定

（法令規則等の名称と当該適用条項及びその内容 全文は不要）

2. 2021/07/20 付〇〇保健所長あての要望について

文書取得以降の当該事案の処理状況等の経過と意志決定内容を示す文書または処理しなかったことを可とする根拠規定等の法令規則等の名称と条項及びその内容 全文は不要

なお、双方とも通達以下、事務連絡は不可

（参考）公文書とは、行政文書—行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録を含む。）であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているもの（内閣府HPより）となっている。保健所がその業務の一環として取得した審査請求人のメール及び所長あての文書は、取得した時点で公文書である。言い換えれば、「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した」こと、つまり、行政機関の職員が当該職員に割り当てられた仕事を遂行する立場で、すなわち、公的立場において作成し、又は取得したことを

いい、文書管理のための帳簿に記載すること、收受印があること等の手続的な要件を満たすことを要するものではないとされる。請求者の場合はメール発信を中心に回答要求を行ってきた。

4. 反論提出の期限が指定されているので、保健所からの弁明との想定で反論を行っておく。

ただし、本弁明書を認めたものではない。また、保健所は弁明を放棄したものとして処理を続けられたい。

「徳島県文書規程」（文書取扱責任者一略一）第3条

- 5 総合県民局の責任者及び担当者は、それぞれ当該総合県民局の長が指名する者とする。

- 6 責任者は、一略一は総合県民局長の命を受けて

- 一略一は総合県民局における次に掲げる事務を処理する。
- 文書の審査に関すること。
- 文書事務の進行管理及び改善に関すること。

(文書の廃棄等)第51条 所長等は、その保存する文書について保存期間が満了したときは、保存期間を延長する必要があるかどうかを確認しなければならない。となっており、保健所に関する業務の責任者は所属長及び責任者である。他の部署の者には、これら文書管理に関する権限は無い。

よって、令和5年3月8日付け安第793号の弁明書は所管外の部署の見解であり、当該保健所の見解ではない。

結論、令和4年9月12日〇〇第15544号の安全衛生課による公文書公開請求拒否決定通知の弁明にはなり得ず無効である。即撤回を求める。

4. 弁明書の3. 本件処分の内容で、本件は条例第7条第2号（公開請求に係る公文書を保有していないとき）に該当すると判断したというが、ならば、保健所担当は何ら法的根拠の無い文書回答を行ったことになる。ただの自己都合の方便で言ったということか。となれば、以下のことに抵触する行為を行ったこととなる。

「公務員の法令等遵守義務国家公務員法98条1項は、職員は、その職務を遂行するにあたっては、法令に従わなければならない、と定めています。さらに、地方公務員法第32条は、法令に加えて、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程にも従わなければならない、としている。このように公務員が事務処理等を推進するにあたっての法令等遵守義務は、職員の最も基本的な責務と言える。」

当該職員は、この基本原則を忘れ、根拠のない嘘を言ったことになる。このことについて、どう申し開きをするつもりか。説明を求める。

また、ここに、情報公開制度の重大・重要な問題が存在する。

それは、今回のような不適切な事務処理行為を行っても、「文書不存在と」されると、これ以上の追求のしようがないということである。不適切な行為があつたとしても行政側に有利に作用する。これは、本来の情報公開制度のあり方とは言えな

- い。また、この仕組みを承知の上運用されれば、情報公開制度は完全に崩壊する。
5. 弁明書の4の本件処分の理由(2)については、前述4.のとおりであり、本件主張は前提条件から法規的に間違った事務手続きで無効な行為であり、主張の内容も無効。
6. 弁明書の4.の(3)の①での当該文書(令和3年7月20日付け保健所長あて文書)云々については、安全衛生課の主張であり、受け入れることは出来ない

## 2 審査請求人が保健所長あてに提出した文書への対応について

安全衛生課は、弁明書4の(3)の①で保健所長あての要望というが、要望という文言は、〇〇市とのやり取りにだけしか表記していない。安全衛生課が勝手に要望文書とだけである。審査請求人の趣旨としては要求書又は陳情書であって、結論を求めない単なる要望書ではない。

そのため、公開請求項目1が完結しない限り、本所長あて文書の終結は無い。行末にも担当の返信を望む旨の記述もしている。かつ、従来より文書回答を求め続けており、令和4年3月18日にも、法的根拠は見つかったか、また人事異動があるなら後任者への引き継ぎも求めている。なぜその5日後に文書廃棄が行われたのか、その経緯について所属長からの説明を求める。

よって、単なる要請文ではなく、その他一年以上保存する必要のない公文書とはなり得ず、令和4年3月23日の廃棄は、文書管理規定上の違反行為である。

安全衛生課主張の②については前述のとおりで、単なる要請文書ではない。回覧だけで何ら処理をせず廃棄したということは、内容を吟味せず、未完結文書を適正処理もせず廃棄したこととなる。公文書管理規定の趣旨に反する。何の問題意識も持たず〇〇判を押したということか説明を求める。

## 3 文書の保存期間について

審査請求人は、徳島県公文書管理規則第6条第1項別表四の8に該当し、保存期間は3年であると主張した。

その見解が誇大すぎるとしても、「五」5 通知、照会、回答その他これらに類する公文書で軽易なもの(特に軽易なものを除く。)に該当すると考える。職員の事務処理行動について正されているのに、特に軽易なものとの主張は成り立たない。

なお、公文書の廃棄を令和4年3月23日に行ったというが、根拠規定の回答を求めるため、2022/03/18 メールで事案は継続していることを通告、また2021/10/25の保健所長あてのメールに対する2021/10/27返信には文書回答でなく直接説明したい旨の記載があったことから、保健所長及び担当者には、事案が継続している、未処理事案であるとの認識はあったはずである。

自己の都合で公文書を切り捨てることが、徳島県公文書管理規則第3条第2項の「公文書は、ていねいに取り扱う」に該当している根拠の説明を求める。

安全衛生課の主張するメール文を公文書公開請求されていない云々というが、メー

ル文の照会・回答要求と公文書情報公開請求との関係は別個のものであって、今回は公文書保存期間そのもの等が争点である。よって安全衛生課の主張は受け入れることもできない。撤回を求める。

また、徳島県公文書管理規則第6条第1項別表四の8「8 請願又は陳情に関する公文書」とあり、請願書又は陳情書とはなっていない。メールやメモでも公文書たり得る。後はどう取り扱うかということであり、今回の問題は、ただ文書を回したら終結するような問題ではない。

また、審査請求人が求めてきたのは、根拠規定等の公開要求又はその陳情であって、単なる要請ではない。

#### 4 文書を廃棄したことについて

(2)について、対象公文書は令和4年3月23日に廃棄しており、廃棄時点には、不服申し立てもされておらずとか当該文書についての情報公開請求も行われていないと等々言うが、文書廃棄に対する考え方が異なる。審査請求人は、廃棄を行う5日前に、回答要求は継続していることを「放し飼いの件についての最終申し入れです。」としてメール発信し、回答を求めている。それを無視して廃棄した理由は何か。

何時の時点で審査請求人に廃棄したとの通知があったのか。廃棄の事実を知ったのは公文書公開拒否決定通知書で知っただけで、そこには廃棄の年月日等の記述もない。

公文書管理の非常に重大な問題について以下に陳述する。それは、未完結文書の取扱いについてである。「未完結文書とは供覧によって完結する文書で供覧が終わらないもの、施行を要する文書で施行が終わらないもの及び施行を要しない文書で決裁が終わらないものをいう。」

この規定が設けられたのが何時か不明であるが幾多の自治体でこれに関する条文を設けている。残念ながら徳島県にはこの条項が見られない。しかし、それだからと言って未完結文書を廃棄してよいとはならない。その認識が職員に無いことは重大な問題であり、「公文書等の管理に関する法律」の目的にも反する不適切行為である。

「完結 公文書」等で検索し実態を確認されたらどうか。

最後に、先にも主張したとおり、公文書管理規定等の法規により、弁明の当事者は保健所で、安全衛生課でないことを主張するとともに、保健所は弁明を放棄したとして、次の審査に移行することを要求する。本弁明書は保健所の権限に介入する越権行為であり直ちに弁明書の撤回を求める。

そして、請求人に無用の負担を負わせたことをどう考えているのか説明を求める。

また、反論書の1頁右に縦書きに記述した「約一年前に文書は廃棄され、不存在と言うのに何を根拠に部外者が作成できるのか。」についてどう考えるか。22/03/23に文書は廃棄され、不存在と公開拒否決定通知書には書かれている。なのに、部外者がこのような文書を作成出来るのか説明を求める。本弁明書は、何ら権限を持たない部外者が他の組織のために作成した虚偽公文書を作成行使したこととなるが、その見解や如何に。

以上の理由により、本件にかかる拒否決定の撤回と、当初求めた事項についての説明を求める。要求内容は令和4年9月12日〇〇第15544号の反論書に添付している。

## 第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内容
令和5年3月27日	諮問
同年 8月25日 第1部会（第3回）	審議
同年 9月28日 第1部会（第4回）	審議

## 第7 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件書類①に係る処分の妥当性について

審査請求人が公開を求めている本件書類①については、口頭説明ができて、文書で回答を行わない（行わなくてもよい）とするような趣旨の規定は、徳島県公文書管理規則及び徳島県文書規程にはなく、これらに基づく通達等にもこのような記載はない。

したがって、本件書類①が存在しないとの実施機関の説明に不合理な点はない。

### 2 本件書類②に係る処分の妥当性について

審査請求人が公開を求めている本件書類②は、2021年7月20日付け〇〇保健所長あての要望文書を実施機関が取得してからの処理状況の経過を示す文書、意思決定の内容を示す文書及び処理しなかったことを可とする根拠規定等である。

(1) 要望文書を実施機関が取得してからの処理状況の経過を示す文書及び意思決定の内容を示す文書について

実施機関によると、2021年7月20日付け〇〇保健所長あての要望文書は、実施機関において取得された後、担当内において回覧されたが、令和4年3月23日に廃棄したとのことである。

收受した文書を回覧し、内容を担当内で共有することをもって処理が完結した場合は、当該文書の処理状況について公文書は作成されず、また、何らかの意思決定が文書によって行われることはないと思われることから、要望文書を実施機関が取得してからの処理状況の経過を示す文書及び意思決定の内容を示す文書が存在しないとの実施機関の説明に不合理な点はない。

なお、当審査会においては、公文書公開請求に対する処分の妥当性について判断

を行うものであり、要望に対して実施機関が調査、指導等の対応をすべきかどうかについては、当審査会において判断するところではない。

(2) 処理しなかったことを可とする根拠規定等について

実施機関によると、処理しなかったことを可とする根拠規定等は存在しないとのことである。

近所の犬の放し飼いについて県の対応を求める文書に対して、どのような対応をすべきか、または何らの対応も要しないかについては、個別具体的に判断すべきであり、法令や条例、規則等で一律に規定することにはなじまないものである。

したがって、根拠規定等が存在しないとの実施機関の説明に不合理な点はない。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも公文書公開請求において請求できない事項に関する主張や、本件処分とは関係のない主張であるから、当審査会はこれらについて判断する権限を有しておらず、また、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 徳島県情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿

(50音順)

氏名	職業等	備考
泉 純	行政書士	
生長 拓也	弁護士	
大森 千夏	弁護士	部会長
鎌谷 郁代	税理士	